

琉球大学理学部規程

（ 昭和54年2月1日 ）
制 定

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人琉球大学組織規則第27条第2項の規定に基づき、琉球大学学則に定めるもののほか、琉球大学理学部（以下「本学部」という。）の授業科目、単位、履修方法その他必要な事項を定める。

第2条 本学部の学科（数理科学科を除く）に系を置く。

学 科	系
物質地球科学科	物理系, 地学系
海洋自然科学科	化学系, 生物系

（教育研究上の目的）

第3条 本学部は、普遍的な基礎科学の重要性を念頭に置き、優れた人材の育成と理学分野の研究の発展を目指し、更に、亜熱帯島嶼の特性を生かした特色のある教育研究を推進することを目的とする。

2 各学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次の表に掲げるとおりとする。

学 科		教 育 研 究 上 の 目 的
数理科学科		諸科学の基礎としての数理科学の教育研究を行うとともに、数理科学的素養を持ち、社会の多様化と時代の変化に柔軟に対応できる幅広い教養を身に付けた人材を育成することを目的とする。
物質地球科学科	物理系	多様な自然現象を物理学的に探求し、体系的な理解を通して普遍的法則や考え方についての研究を行うとともに、それらを身に付け、社会や学問の世界において自立できる人間を育て、物理学を通して人類の幸福と社会の進展に貢献できる人材を育成することを目的とする。
	地学系	大気、海洋並びに地表から地球深部までを対象とし、琉球列島の地理的位置、気候、地質を活かした基礎教育と研究を行い、地球科学を基盤として地域並びに国際社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。
海洋自然科学科	化学系	多様な物質の反応・構造・機能を分子科学的に理解する基礎的化学に加えて、新規物質の創成や亜熱帯・島嶼・海洋の地域特性を生かした天然物・環境分野の化学的教育研究を行い、化学的素養を基礎に幅広い分野で活躍できる人材を育成することを目的とする。
	生物系	琉球列島の恵まれた自然環境を実体験の場として活用した生物学教育並びに自らの生物学的素養を地域から国際社会までの様々な領域で発揮できる人材を育成することを目的とする。

(共通教育等の授業科目の種類等)

第4条 共通教育及び専門基礎教育の授業科目の種類、単位数、履修方法等は、琉球大学共通教育等履修規程の定めるところによる。

(専門教育の授業科目の種類等)

第5条 専門教育の授業科目の種類、履修方法等は、別表に掲げるとおりとする。

(授業科目の公示)

第6条 各学期に開講する授業科目、授業時間、単位数及び担当教員は、学期の初めに公示する。ただし、臨時に開講する授業科目については、その都度、公示する。

(単位)

第7条 専門教育の授業科目の単位の計算は、次に掲げる基準により行う。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育上必要があると認められる場合には、30時間の授業をもって1単位とすることができる。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育上必要があると認められる場合には、45時間の授業をもって1単位とすることができる。
 - (3) 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合において、講義及び演習については係数3(ただし、演習については、教育上必要があると認められる場合には係数1.5とする。)、実験及び実習については係数1(ただし、教育上必要があると認められる場合には係数1.5とする。)に対し、それぞれの授業時間を乗じて得た数値の和が45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当であると認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。
- 3 前2項の規定に基づく各授業科目の単位数及び週時間については、別表に掲げるとおりとする。

(登録、試験、単位の認定等)

第8条 登録、試験、単位の認定等については、琉球大学各学部共通細則の定めるところによる。

(編入学)

第9条 編入学については、琉球大学編入学規程の定めるところによる。

(転入学)

第10条 転入学については、琉球大学転入学規程の定めるところによる。

(再入学)

第11条 再入学については、琉球大学再入学規程の定めるところによる。

(転学部及び転学科)

第12条 転学部及び転学科については、琉球大学転学部、転学科、転課程に関する規程の定めるところによる。

(転学)

第13条 本学部の学生で他の大学に入学又は転入学を希望する者は、指導教員及び学部長を経て学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第14条 留学については、琉球大学留学等及び特別聴講学生に関する規程の定めるところによる。

(卒業の要件)

第15条 卒業するには、琉球大学（以下「本学」という。）に4年以上在学し、別表に掲げる単位を取得しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3年次特別編入学者の卒業の要件は、本学に2年以上在学し、別表に掲げる単位（第3年次特別編入学以前に在学していた大学、短期大学、高等専門学校等で修得した単位のうち、本学の卒業要件に係る単位として換算する単位（以下「換算単位」という。）を含む。）を修得するものとする。この場合において、換算単位については、教授会が判定する。

(教員免許)

第16条 教育職員の免許状授与の資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の定めるところにより、別に定める単位を修得しなければならない。

(研究生)

第17条 研究生については、琉球大学研究生規程の定めるところによる。

(特別聴講学生)

第18条 特別聴講学生については、琉球大学留学等及び特別聴講学生に関する規程の定めるところによる。

(科目等履修生)

第19条 科目等履修生については、琉球大学科目等履修生規程の定めるところによる。

(外国人学生)

第20条 外国人学生については、琉球大学外国人学生規程の定めるところによる。

(指導教員)

第21条 学生の修学、進路、就職、学生生活等の指導のため、各学科の年次ごとに指導教員を置く。

2 前項の規定に定めるもののほか、指導教員については、琉球大学における指導教員に関す

る規程の定めるところによる。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年1月21日)

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年4月22日)

この規程は、平成4年4月22日から施行し、平成4年4月10日から適用する。

附 則 (平成5年4月28日)

この規程は、平成5年4月28日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則 (平成5年12月12日)

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条及び第4条の2の規定は、平成6年度の入学者から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、改正後の第4条の2の規定を、平成6年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）に適用する。
- 4 前2条にかかわらず、必要と認める場合には、在学者に改正後の第4条及び第4条の2の規定に基づき平成6年度以降の入学者のために開設される授業科目を履修させる。この場合において、当該授業科目の履修を、改正前の規定に基づく授業科目の履修とみなし、単位を与える。

附 則 (平成8年2月21日)

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成8年3月31日に理学部の数学科、物理学科、化学科、生物学科、海洋学科に在学していた者については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 理学部の数学科、物理学科、化学科、生物学科、海洋学科は改正後の第2条の規定にかかわらず、平成8年3月31日に理学部の当該学科に在学する者が理学部の当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則 (平成19年3月27日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月4日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月19日)

この規程は、平成31年1月1日から施行する。